

横手市農業委員会

令和3年度 第12回

農業委員会総会議事録

令和4年2月15日

令和3年度 第12回横手市農業委員会総会議事録

令和4年2月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市浅舞公民館に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について
4. 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第66号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第67号 横手農業振興地域整備計画の農業振興区域の変更に伴う意見聴取について
7. 報告第12号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

| 議席No. | 委員氏名 | 出欠 | 議席No. | 委員氏名 | 出欠 |
|-------|--------|----|-------|---------|----|
| 1 | 平良木 保 | 出 | 13 | 高瀬 俊作 | 出 |
| 2 | 木村 由美子 | 出 | 14 | 伊藤 亨 | 出 |
| 3 | 菅原 一太郎 | 出 | 15 | 高橋 尚也 | 出 |
| 4 | 佐藤 仁 | 出 | 16 | 佐藤 省美 | 出 |
| 5 | 堀江 一彦 | 出 | 17 | 佐々木 由紀子 | 出 |
| 6 | 佐藤 勇 | 出 | 18 | 吉田 豊 | 出 |
| 7 | 遠藤 タミ子 | 出 | 19 | 高橋 康弘 | 出 |
| 8 | 丹波 賢太郎 | 出 | 20 | 高橋 正也 | 出 |
| 9 | 小笠原 夏子 | 出 | 21 | 佐藤 真志子 | 出 |
| 10 | | | 22 | 千葉 肇 | 出 |
| 11 | 近江 清廣 | 出 | 23 | 齊藤 龍平 | 出 |
| 12 | 佐々木 秀一 | 出 | 24 | 飯野 正和 | 出 |

当日の欠席委員

農業委員会事務局職員

| | | | | | |
|----------|-------------|---|---|---|----|
| 農業委員会事務局 | 事務局長 | 高 | 橋 | 英 | 樹 |
| | 事務局長代理兼総務係長 | 塩 | 田 | 正 | 秋 |
| | 農地振興係長 | 佐 | 藤 | 正 | 人 |
| | 総務係副主査 | 鈴 | 木 | 郁 | 哉 |
| | 農地振興係主査 | 片 | 野 | 松 | 浩 |
| | 農地振興係副主査 | 佐 | 藤 | 夏 | 美 |
| 増田地域局 | 農委事務局主席主査 | 堀 | 田 | 徳 | 郎 |
| 平鹿地域局 | 農委事務局主査 | 佐 | 藤 | 雅 | 彦 |
| 雄物川地域局 | 農委事務局主査 | 齊 | 藤 | 勇 | 人 |
| 大森地域局 | 農委事務局主査 | 柴 | 田 | 正 | 之 |
| 十文字地域局 | 農委事務局主査 | 高 | 橋 | 美 | 紀子 |
| 山内地域局 | 農委事務局主査 | 藤 | 田 | | 潤 |
| 大雄地域局 | 農委事務局主査 | 照 | 井 | 理 | 香 |

議長

本日の出席者数は23名であります。
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第12回横手市農業委員会総会を開会いたします。

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第22条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より

1番 平良木 保 委員
2番 木村 由美子 委員
の両名を指名いたします。

日程2、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

はじめに、2月7日付けで「許可申請取下書」が提出されましたのでご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。

12番の申請について、取下書が提出されています。取下げ理由としましては、申請地は令和2年の豪雪により罹災した土地であり、令和4年度に貸借権を設定することにより「災害対策農地集積事業」の補助対象地としたいとの理由によるもので、令和4年度に改めて許可申請することです。従いまして、申請案件は16件となります。

それでは、ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。

「1番」は増田地域局管内から、「1番」は買受による規模拡大です。
3ページ、4ページに跨ります。

「2番から9番」は平鹿地域局管内から、「2番から7番」は買受による規模拡大です。

「8番、9番」は、同一人の申請案件で、いずれも農業者年金特例付加年金受給のための経営継承で、「8番」は後継者への使用貸借による権利設定です。「9番」は、借入地の貸借権移転です。

5ページに跨ります。

「10番から13番」は雄物川地域局管内から、「10番、11番」は貸借権設定による新規就農です。借受人は、果樹試験場での研修を3月で修了し、青年等就農計画の認定を受け新規就農する者で、今後の営農については、支障ないものと判断しています。なお、申請地においては、桃を作付けする予定とのこと。「13番」は買受による規模拡大です。

「14番から16番」は十文字地域局管内から、「14番から16番」は買受による規模拡大です。

議案書6ページをご覧ください。

「17番」は山内地域局管内から、「17番」は買受による規模拡大です。

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号132番から148番に記載されているとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p> |
| 議長 | <p>特になさいますので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p> |
| 議長 | <p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第63号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、「議案第63号」については、許可することに決定いたします。</p> <p>日程3、議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それではご説明いたします。今月の4条許可申請の件数は1件となっております。議案書の8ページをお開きください。</p> <p>山内地域局管内からのものです。農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地の区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>事業概要は、申請人の墓地は現在、申請地から少し離れた山間にありますが、参拝に不便であり、また近年熊の出没があり、危険なため、墓地の移転を検討しています。</p> <p>土地の選定にあたっては、将来住む予定の実家に近く、市道に近接していることを条件に、農地以外の土地や第3種農地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、申請地は農地ではありますが、実家に隣接している自己所有地であり、道路からの進入も容易であることから、やむなく選定したものです。</p> <p>土地の概要ですが、横手市役所山内庁舎から南に約3kmにある農地で、地目は登記・現況とも畑となっております。隣接地の状況は、北側は申請人所有の宅地、東側は山林、南側と西側は申請人所有の農地となっております。</p> <p>資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで残高証明書により確</p> |

事務局

認しております。

排水計画については、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、周辺の土地と同じ高さのため、盛土・造成は行いませんが、周辺は自己所有地と山林のため、周辺への影響は無いものと考えます。

土地改良区の意見書は、管轄外のためありません。

その他としまして、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地の区域変更について、横手市と協議がされております。

現地調査は、2月7日、高橋正也農業委員と事務局で実施しております。

本案件は、第2種農地であります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を提供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できるとは認められないことから、立地基準を満たし、また一般基準も満たしていることが書面等で確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第64号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第64号」については、許可することに決定いたします。

日程4、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書12ページをお開き下さい。

「1番」は横手地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、都市計画法に定める用途地域内にある農地のため、第3種農地と判断します。用途地域の種別としては第二種中高層住居専用地域となっています。

事業概要ですが、譲受人は不動産業を営む株式会社ですが、住宅地の

需要が高い市街地に存在する申請地について、宅地分譲 15 区画として整備しようとするものです。

土地概要ですが、申請地は横手市役所条里南庁舎から南東に約 530m に位置しており、地目は現況・登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側は農地、西側は水路、南側は宅地、東側は法定外公共用財産道路となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行いますが、擁壁を設置することにより、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されています。

他法令についてですが、都市計画法に基づく開発行為について、横手市と協議がされております。

申請地は第 3 種農地であり、立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、1 月 27 日、堀江一彦農業委員と事務局で実施しています。

「2 番」も横手地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、第 1 種農地でなく、第 3 種農地でもない 10 ヘクタール未満の小規模の生産性の低い農地の区域内にある農地のため、第 2 種農地と判断します。

事業概要ですが、譲受人は申請地から南に約 600m の場所においてリサイクル業を営んでいる株式会社であります。近年業務の拡大に伴い、鉄スクラップを原料としたリサイクル鉄鋼素材製品の保管場所が不足しており、探しております。土地の選定にあたっては、事業所から近いこと、必要とされる一定の規模の面積があること、大型運搬車両の出入りを考慮し国道に近接していること、を条件とし、農地以外の土地や第 3 種農地を探しました。しかし、周辺に目的に適う土地がなく、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要ですが、申請地は、県立横手高等学校から北に約 1.4 km に位置しており、地目は現況・登記とも田となっています。隣接地の状況は、西側は国道、北側は宅地、東側は農地、南側は法定外公共用財産道路となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認しております。

排水計画は、生活雑排水は発生しませんが、土地改良区の指導のもと沈殿槽を二か所に設置する計画です。雨水排水についても敷地内側溝から沈殿槽を経由させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行いますが、法面を安定勾配にし、緩衝地を設けることにより、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

また、西側の国道及び南側の法定外公共用財産道路との境界には、景観配慮のため、高さ 3m のフェンスを設置します。さらに、敷地内の製

品保管場所および仮設道路には、大型トラックや製品の重量に耐えられるように鉄板を密に敷くことにしています。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より「転用については差し支えないが、場内からの排水について油分等の流出が懸念されるため、グリーストラップの設置などの対策を講じていただきたい。」との意見書が出されております。このことについては、製品原材料は取り壊した建築構造材が主で、元来油分を含んでおらず、また防錆加工済みであるため、過度の油分流出や錆による鉄分流出は考えにくいですが、改良区の指導に従って、沈殿槽を設けることにより万が一の流出に対応することとしています。

他法令については、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱に基づき、開発行為について、横手市と協議がされております。

申請地は第2種農地であります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を提供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないことから、立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、2月3日、佐藤省美農業委員と事務局で実施しています。

最後「3番」も、横手地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地と判断します。

事業概要ですが、借受人は現在アパート住まいしておりますが、子供が成長し手狭となったことから、住宅の建築を検討しています。

土地の選定にあたっては、実家に近く、県道や市道に近接していることを条件とし、農地以外の土地や第3種農地を探しました。

しかし、周辺に目的に適う土地がなく、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要ですが、申請地は、市立吉田小学校から北東に約1.2kmに位置しており、地目は現況、登記とも田となっております。隣接地の状況は、西側は申請人所有の宅地、北側は申請人所有の農地、東側は法定外公共用財産道路、南側は県道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資内示書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行いますが、西側は法面を安定勾配にし、北側と東側にはL型擁壁を設け、周辺に影響が無いよう配慮することです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されております。

他法令については、農振除外について昨年12月23日付けで決定公告されています。

申請地は第1種農地であります。住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当するものとし、立地基準を満たし、一般基準

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>現地調査は、1月27日、高橋尚也農業委員と事務局で実施しています。説明は以上となります。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p> |
| 議長 | <p>特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> |
| 4番 | <p>「3番」についてですけれども、議案書の備考欄を見ますと、期間が20年となっております。20年後に再申請の手続きは必要となるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>使用貸借権ですので、20年後に使用貸借の契約をすることになります。</p> |
| 4番 | <p>その時は、宅地として継続するということですか。</p> |
| 事務局 | <p>そうです。宅地として貸し借りの契約をすることになります。</p> |
| 4番 | <p>このような場合、普通は永年契約となると思うのですが。</p> |
| 事務局 | <p>申請書には永年と記載しても良いのですが、今回は20年という記載で提出されましたので、そのまま申請のあったとおりとしております。</p> |
| 議長 | <p>ほかにご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p> |
| 議長 | <p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第65号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、「議案第65号」については、許可することに決定いたします。</p> <p>日程5、議案第66号「農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。</p> <p>はじめに「整理番号66番」は、議席番号23番 齊藤龍平委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお</p> |

議長

願いいたします。

(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 一時退席)

議長

それでは「整理番号 66 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 19 ページになります。所有権移転になります。「整理番号 66 番」につきましては、秋田県農業公社から農家が入力するものです。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号 66 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 66 番」については承認することにいたします。

退席されました委員の入場を認めます。

(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 着席)

議長

次に「整理番号 82 番」は、議席番号 6 番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号 6 番 佐藤勇委員 一時退席)

議長

それでは「整理番号 82 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 21 ページになります。利用権設定になります。「整理番号 82 番」につきましては、利用権の新規設定となっております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号 82 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 82 番」については承認することにいたします。

退席されました委員の入場を認めます。

(議席番号 6 番 佐藤勇委員 着席)

議長

次に「整理番号 90 番」は、議席番号 11 番 近江清廣委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号 11 番 近江清廣委員 一時退席)

議長

それでは「整理番号 90 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 22 ページになります。利用権設定になります。「整理番号 90 番」につきましては、利用権の新規設定となっております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号 90 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 90 番」については承認することにいたします。

退席されました委員の入場を認めます。

(議席番号 11 番 近江清廣委員 着席)

議長

次に「整理番号 110 番」は、議席番号 12 番 佐々木秀一委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(議席番号 12 番 佐々木秀一委員 一時退席)</p> |
| 議長 | <p>それでは「整理番号 110 番」について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書 24 ページになります。利用権設定になります。「整理番号 110 番」につきましても、利用権の再設定となっております。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p> |
| 議長 | <p>ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号 110 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、「整理番号 110 番」については承認することにいたします。</p> <p>退席されました委員の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 12 番 佐々木秀一委員 着席)</p> |
| 議長 | <p>次に、議事参与案件を除く「整理番号 57 番」から「整理番号 145 番」について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それではご説明いたします。議案書 18 ページになります。最初に所有権移転になります。「整理番号 57 番、58 番」の 2 件につきましては、秋田県農業公社が買い入れるもので、令和 4 年 3 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。</p> <p>続きまして、「整理番号 59 番」から「整理番号 65 番」までの 7 件につきましては、秋田県農業公社から農家が買い入れるものです。</p> <p>次に利用権設定です。議案書 20 ページになります。「整理番号 67 番」から議案書 25 ページの「115 番」までの議事参与案件を除く 46 件につきましては、内訳といたしまして、新規設定が 7 件、再設定が 39 件となっております。</p> <p>議案書 25 ページの「整理番号 116 番」から議案書 28 ページの「143 番」までの 28 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、2 月 16 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。</p> |

事務局

おります。

次に利用権移転です。議案書 29 ページになります。この案件につきましては、先ほど議案第 63 号で農地法第 3 条許可となりました、議案書 3 ページの番号「8 番」と議案書 4 ページの番号「9 番」の案件に関連するものです。移転理由につきましては、議案第 63 号の議案説明のとおり、当初の借入者が経営移譲年金受給のため、後継者に利用権を移転するものです。

相続人代表による設定については、それぞれ必要な人数の同意を得ていることを確認しております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 57 番」から「整理番号 145 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 57 番」から「整理番号 145 番」については、承認することにいたします。

以上をもって、「議案第 66 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

(横手市農業振興課職員 着席)

議長

会議を再開します。

日程 6、議案第 67 号「横手農業振興地域整備計画の農業振興区域の変更に伴う意見聴取について」を上程します。

本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。

農業振興
課

農業振興課の鈴木です。よろしくお願いたします。

今回の議案の内容につきましては、都市計画の用途地域の変更に関わるものでありまして、本日は都市計画課から担当者が出席して内容を説明する予定でありましたが、部内でコロナの感染が疑われる事例が発生致しまして、急遽出席が叶いませんでしたので、代わりに私が内容を説明させていただきます。

今回の案件につきましては、農業振興地域の除外案件が 1 件と編入案件が 2 件となっております。こちらにつきましては、都市計画の用途地

農業振興
課

域からの除外・編入に関連しまして、変更を協議頂くものとなります。

それでは一つずつ説明させていただきます。はじめに「1 番」ですが、除外案件として、平鹿病院周辺の農地 19 ヘクタールを農業振興地域から除外するものでございます。変更理由につきましては、エリアの外側へ商業施設や住宅の立地が広がらないよう、計画的な市街地への誘導を図るために農業振興地域から除外しまして、用途地域に編入するものでございます。

続いて「2 番・3 番」につきましては、農業振興地域への編入案件となっております。変更となる地域は、横手吉沢地区の 23 ヘクタールと十文字上掬地区の 9 ヘクタールとなっております。変更理由としましては、どちらも宅地化が進んでおらず、今後も宅地化が見込まれない状況から、農地としての機能向上のために、農業振興地域への編入を予定したものであります。

なお、用途地域の除外・編入につきましては、昨年 11 月 25 日に市の都市計画審議会において審議しておりまして、どちらも「異議なし」との議決を頂いていることを報告させていただきます。

また、この度、なぜ皆様に意見を頂くかと申しますと、農業振興地域の指定につきましては県が行っておりますが、この度、市から県に対し当該案件を申し出る必要がありましたので、市の農業振興地域促進協議会の皆様から、意見書を頂戴する手続きを取らせて頂いております。この協議会の委員には、農業委員会を代表して飯野会長に出席して頂いており、毎回意見を頂戴しておりますが、本案について皆様方の意見を纏めて頂き、市に意見書を提出して頂くためでございます。説明は以上となります。

議長

農業振興課の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 67 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 67 号」については「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。暫時休憩します。

(暫時休憩)

(横手市農業振興課職員 退席)

議長

会議を再開します。

日程 7、報告第 12 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。

議長

事務局の報告を求めます。

事務局

それではご報告いたします。議案書 32 ページをご覧ください。報告件数は 1 件です。照会地は、雄物川地域局から南に約 1.6 km に位置しています。隣接地の状況は、すべて大規模小売店舗敷地となっています。

土地状況は、照会地は平成 14 年 5 月 1 日付けで農地法第 5 条の許可を受けた土地で、目的どおりに完成したものです。現在も大規模小売店舗敷地として使用されており、非農地と判断しました。

現地調査は、1 月 26 日、木村由美子農業委員、小笠原夏子農業委員、伊藤美緒農地利用最適化推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、1 月 31 日付けで記載のとおり報告しています。

報告は以上となります。

議長

事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第 12 号」の報告を終わります。以上をもちまして、第 12 回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(10 時 40 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和4年2月15日

議 長 飯野 正和

署名委員 平良木 保

署名委員 木村 由美子
